

愛媛県観光集客力向上支援事業（三次募集）の概要

1 事業の目的

十分に利活用されていない県内の魅力ある地域資源を活用した、持続的な観光客の増加に寄与する新たな取り組みに必要な経費について補助することにより、本県の一層の観光振興を図り、地域経済の活性化につなげる。

2 補助対象者

観光事業者（宿泊業者、観光施設所有者又は管理運営者、運輸業者、旅行業者等）、観光関係団体（観光事業者を主な構成員とする団体）又は観光事業者のグループ等

ただし、県が構成員（オブザーバーを除く）となっている団体、市町及び市町のみで構成される団体を除く。

3 補助対象事業

県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出や魅力向上に寄与する事業を補助対象とする。

4 支援要件

- ・国及び県の他の補助事業の対象とならない新規事業であること。
- ・公共性（当該補助事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの）が認められる事業であること。
- ・原則として愛媛県内において実施すること。
- ・原則として、事業開始年度を含む5年間は補助対象となった事業を行うこと。

5 補助率

補助対象経費の1/2以内

6 補助額

最大5,000千円

ただし、当該補助事業により得られた収入を補助対象事業費の総額から差し引いて算出した額を補助する。

7 申請期間

平成29年7月7日（金）まで（必着）

8 支援対象者の決定

事業評価審査会において事業計画の内容等を審査のうえ、知事が決定する。